

令和6年度 市民税・県民税及び森林環境税 特別徴収のしおり（保存版）

（令和6年6月～令和7年5月）

問い合わせ先

〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2

印西市役所

〈賦課について〉

課税課市民税係 TEL 0476(33)4443
FAX 0476(40)3015

〈納入・還付について〉

納税課収納管理係 TEL 0476(33)4447

特別徴収に係る各種届出書等の様式は、印西市ホームページからダウンロードしてご利用いただくことも可能です。

印西市役所ホームページアドレス

<https://www.city.inzai.lg.jp>

（ホームページから、便利メニュー→オンラインサービス→申請書
ダウンロード→税の手順でダウンロードしてください。）

エルタックスによる電子申告・共通納税について

印西市では、申告手続きにおける給与支払者の利便性を図るため、全国の地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営する地方税電子申告システム（e LTAX：エルタックス）を利用して、インターネットによる市税の電子申告・共通納税サービスを提供しています。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書等が電子申告にて可能となっています。ご活用ください。（共通納税については2ページを参照）

e LTAXのホームページもご覧ください。<https://www.eltax.lta.go.jp>



※ お問い合わせの際には、印西市の指定番号（5桁）をお知らせください。

綴り込み内容

	ページ
特別徴収義務者の指定について	裏面
特別徴収事務の取扱いについて	裏面
特別徴収税額の納入について	2
納入書（見本）	3
納入書裏面（退職所得分にかかる明細等）の記入要領	4
納入書の金額訂正方法	
給与支払報告・特別徴収にかかる	
給与所得者異動届出書	5
給与支払報告・特別徴収にかかる	
給与所得者異動届出書の記入要領	6
普通徴収から特別徴収への切替依頼書	7
普通徴収から特別徴収への切替依頼書の記入要領	8
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	9
ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	10

特別徴収義務者様

印西市長
(公印省略)

令和6年5月

特別徴収義務者の指定について（通知）

市民税・県民税及び森林環境税の特別徴収につきましては、日ごろから格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度市民税・県民税及び森林環境税について地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5並びに市税条例第45条及び第53条の6の規定に基づいて、当市の市民税・県民税及び森林環境税の特別徴収義務者に指定しました。

特別徴収事務の取扱いについて

◎課税の根拠について

令和6年1月1日現在、印西市内に住所を有し前年中に給与の支払を受けた方であり、当該年度の初日（4月1日の現況）に給与の支払を受けている方です。

◎特別徴収税額の通知書について

同封いたしました特別徴収税額の通知書は、特別徴収義務者用と納税義務者用の2組となっていますので、納税義務者用は5月31日までにそれぞれ交付してください。なお、令和6年度より特別徴収税額の通知書の受取方法を選択（紙・電子）できるようになりました。詳細は市ホームページをご覧ください。

◎納税義務者が異動された場合について

納税義務者が年の途中において退職、転勤、休職等が生じたときは、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」（5ページ）に所要事項を記入の上、その理由が生じた月の翌月10日までに提出してください。

◎特別徴収税額の変更について（異動届出書の用紙が不足した場合は、コピーまたは印西市ホームページからダウンロードしてご利用ください。）

当初、特別徴収税額を通知した後に、その特別徴収税額に誤りがあったり、また、これを変更する必要が生じたときは、「特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますので、その通知書を受理されましたら変更された月割額を徴収するようにしてください。

◎月割額の徴収と納入期限について

6月から翌年5月までの給与の支払をする際毎月徴収し、翌月10日（休日の場合は翌営業日）までに納入してください。

◎退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職所得に係る個人の市民税・県民税については、他の所得と区別して退職手当等の支払の際、特別徴収していただくことになっています。退職所得控除額、勤続年数の計算方法、特別徴収票（源泉徴収票）の提出範囲等については、所得税と同様です。

◎納税義務のある方

退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在印西市内に住所を有し、退職手当等の支払を受ける方です。

◎税額の計算

税額の計算方法については、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」を参照してください。「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」をお持ちでない場合は、事業所の所在地の市（区）役所・町村役場からお取り寄せください。

◎納入書および納入申告書の記入

納入書の記入にあたっては、必ず退職所得分欄に特別徴収税額を裏面の市民税・県民税納入申告書に所要事項を記入してください。

◎徴収した税額の納入

退職手当等の支払をする際徴収し、徴収した月の翌月10日（休日の場合は翌営業日）までに納入してください。

◎退職者の未徴収税額について

①6月から12月までに退職した場合

未徴収税額については普通徴収へ切替えを行い、納税者本人が納付書で納付していただくことになります。また、納税者の申し出又は了解を得て、退職時に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

②翌年1月から4月までの間に退職した場合

未徴収税額については、納税者からの申し出の有無に関わらず、一括徴収することが義務づけられています。（地方税法321条の5）

◎延滞金について

納期限までに納入されない場合は、地方税法の定めるところにより延滞金を加算して納付しなければなりません。

なお、延滞金の基準となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額が2,000円未満であるとき及び延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。（地方税法第20条の4の2）

◎納期の特例について

給与の支払を受ける者が常時10人未満である場合に、市長の承認を受けることにより、徴収した特別徴収税額を年2回に分けて納入することができる制度です。6月から11月分については12月10日までに、12月から翌年5月分については翌年6月10日までにご納付ください。（納期限が休日の場合、翌営業日が納期限となります。）申請方法等は納税課（0476-33-4447）までお問い合わせください。

◎納税者が、海外へ出国する場合

※納税者の方にご案内くださいますようご協力をお願ひいたします

納税者が退職・転勤後に出国される場合は、一括徴収してください。また、一括徴収や出国前の納付が難しい場合は、出国の日までに納税管理人を定める必要があります。

①今年度の市民税・県民税及び森林環境税について

未徴収税額について一括徴収してください。なお、一括徴収しない場合は、納税管理人（本人に代わって納税通知書の受け取り、申告や各種税金を納付する方）を選定し、「納税管理人申告書」を提出する必要があります。

②翌年度の市民税・県民税及び森林環境税について

翌年1月から5月までに退職等した場合、前年の収入によっては、翌年度の市民税・県民税及び森林環境税が課税となることを説明いただき、出国する前にあらかじめ納付（または口座振替の登録）するか、納税管理人を選定し、1月1日にお住まいの市区町村へ「納税管理人申告書」を提出する必要があります。

◎その他

- (1) 特別徴収についての連絡書類には必ず指定番号を記入してください。
- (2) 所在地・名称変更等異動が生じた場合、別表の「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」（9ページ）をすみやかに提出してください。
- (3) 給与支払報告書の提出後、新年度の特別徴収税額通知書が到着するまでの期間（1月～5月）に退職・転勤者があった場合、給与支払報告書を提出した市区町村と現在課税されている市区町村が異なる時は、異動届出書を必ず両方の市区町村に提出してください。
- (4) 異動届出書は、退職者の収納状況等の把握及び徴収方法の切替えのため必要となりますので、退職等があった場合は、納税者本人に渡さず、すみやかに市区町村に提出してください。転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で異動届出書の上段の事項を記入後、新勤務先に回付し、新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入して、給与所得者の1月1日現在住所地の市区町村に提出してください。ただし、個人番号は前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供をうけ、記載してください。
- (5) 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出等が電子申告（e L T A X）にて可能となっています。ぜひご活用ください。

特別徴収税額の納入について

◆納入書の取り扱いについて

- 納入書の送付を希望されている事業所には、年度当初に1年分の納入書（各月の納入書と予備2枚）をお送りしています。年度の途中で、給与所得者の異動や税額変更があった場合は「特別徴収税額変更通知書」によりご通知します。その際、税額を変更した納入書はお送りしておりませんので、当初の納入書の金額を訂正してご納入ください。（訂正方法は、納入書の裏面もしくはしおりの4ページを参照してください）
- 退職所得に対する市民税・県民税のお支払いがある場合は、納入書表面「退職所得分」欄と納入書裏面「納入申告書」にご記入ください。
※下記の金融機関以外からの納入や、ATMの時間外利用の際に手数料が生じることがあります。

◆窓口納付

①印西市指定金融機関・収納代理金融機関

千葉銀行 西印旛農業協同組合 千葉興業銀行 京葉銀行 水戸信用金庫 千葉信用金庫

②印西市役所（本庁・支所・出張所）

③ゆうちょ銀行・郵便局（千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県所在に限る。）
初回利用の際には巻末にある「指定通知書」が必要となります。

◆地方税共通納税（eLTAX）による納付

- eLTAXを利用することで、全国の市区町村へ一括して電子納税することができ、印西市指定金融機関及び収納代理金融機関に限らず、多くの金融機関をご利用できます。
- 初めての方は「eLTAX利用届出」、「地方税のダイレクト納付口座振替依頼」等の手続きが必要となります。詳しくは、eLTAXヘルプデスク 電話0570-081459 午前9時から午後5時まで（土日祝日、年末年始を除く）エルタックスホームページ（<https://www.eltax.ita.go.jp>）をご参照ください。



◆私製納入書を使用する場合

私製納入書又は銀行委託等により納入される場合は、右表の口座に納入してください。

指定番号	市区町村コード	口座番号	加入者名
税額通知書を確認ください※印西市は5桁	122319	00100-6-960390	印西市会計管理者

銀行委託のご利用にあたっては、申込方法及び利用料金等を金融機関へお問い合わせください。

見 本

印西市の市区町村コードは122319です。

千葉県印西市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書④																		
市区町村コード	口座番号	加入者名																
122319	00100-6-960390	印西市会計管理者																
<table border="1"> <tr> <td>指定番号</td> <td>(1)納入金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 納入すべき金額が右の(1)納入金額の欄の金額と異なるときは、(1)納入金額の欄を横線で抹消し、(2)納入金額の欄に記入してください。 納期限 納入金額 </td> </tr> <tr> <td>給与分</td> <td>、</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td>、</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>、</td> </tr> <tr> <td colspan="2">印西市</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>、</td> </tr> </table>			指定番号	(1)納入金額		円	納入すべき金額が右の(1)納入金額の欄の金額と異なるときは、(1)納入金額の欄を横線で抹消し、(2)納入金額の欄に記入してください。 納期限 納入金額		給与分	、	退職所得分	、	延滞金	、	印西市		合計額	、
指定番号	(1)納入金額																	
	円																	
納入すべき金額が右の(1)納入金額の欄の金額と異なるときは、(1)納入金額の欄を横線で抹消し、(2)納入金額の欄に記入してください。 納期限 納入金額																		
給与分	、																	
退職所得分	、																	
延滞金	、																	
印西市																		
合計額	、																	
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称 様 <input type="checkbox"/> 上記のとおり領収しました。 (納入者保管)																		

千葉県 印西市 個人市民税 個人県民税 納入書④(原符) 振替の請求に使用する欄																		
市区町村コード	口座番号	加入者名																
122319	00100-6-960390	印西市会計管理者																
<table border="1"> <tr> <td>指定番号</td> <td>(1)納入金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 納入すべき金額が右の(1)納入金額の欄の金額と異なるときは、(1)納入金額の欄を横線で抹消し、(2)納入金額の欄に記入してください。 納期限 納入金額 </td> </tr> <tr> <td>給与分</td> <td>、</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td>、</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>、</td> </tr> <tr> <td colspan="2">印西市</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>、</td> </tr> </table>			指定番号	(1)納入金額		円	納入すべき金額が右の(1)納入金額の欄の金額と異なるときは、(1)納入金額の欄を横線で抹消し、(2)納入金額の欄に記入してください。 納期限 納入金額		給与分	、	退職所得分	、	延滞金	、	印西市		合計額	、
指定番号	(1)納入金額																	
	円																	
納入すべき金額が右の(1)納入金額の欄の金額と異なるときは、(1)納入金額の欄を横線で抹消し、(2)納入金額の欄に記入してください。 納期限 納入金額																		
給与分	、																	
退職所得分	、																	
延滞金	、																	
印西市																		
合計額	、																	
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称 様 上記のとおり納入します。 (金融機関又はゆうちょ銀行保管)																		

千葉県 印西市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書④																				
市区町村コード	口座番号	加入者名																		
122319	00100-6-960390	印西市会計管理者																		
<table border="1"> <tr> <td>年月分</td> <td>指定期間</td> <td>(1)納入金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 納入すべき金額が右の(1)納入金額の欄の金額と異なるときは、(1)納入金額の欄を横線で抹消し、(2)納入金額の欄に記入してください。 納期限 納入金額 </td> </tr> <tr> <td>給与分</td> <td>、</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td>、</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>、</td> </tr> <tr> <td colspan="2">印西市</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>、</td> </tr> </table>			年月分	指定期間	(1)納入金額			円	納入すべき金額が右の(1)納入金額の欄の金額と異なるときは、(1)納入金額の欄を横線で抹消し、(2)納入金額の欄に記入してください。 納期限 納入金額		給与分	、	退職所得分	、	延滞金	、	印西市		合計額	、
年月分	指定期間	(1)納入金額																		
		円																		
納入すべき金額が右の(1)納入金額の欄の金額と異なるときは、(1)納入金額の欄を横線で抹消し、(2)納入金額の欄に記入してください。 納期限 納入金額																				
給与分	、																			
退職所得分	、																			
延滞金	、																			
印西市																				
合計額	、																			
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称 様 上記のとおり通知します。(受付店→千葉銀行印西支店・ゆうちょ銀行東京貯金事務センター→印西市)印西市保管																				

※市ホームページからダウンロード可能です。

□ FK
印 西 市 漢
納入済通知書の納入金額欄に￥記号は記入しないでください。

納入書裏面（退職所得分にかかる明細等）の記入要領

<p>退職手当等の支払年月を記入してください。</p>	<p>対象となる納税義務者の人数を記入してください。</p>														
<p>市・県民税を納入する際の記入事項</p> <p>① この納入書は、給与から天引きした個人の月割額を納入するときに使用いただきます。また、退職所得に対する所得割額も納入することができます。 月割額と退職所得に対する所得割額を併せて納入する際は月割額を「給与分」に、退職所得に対する所得割額を「退職所得分」にそれぞれ記入してください。</p> <p>② 左の納入申告書は、退職所得に対する所得割額を納入する際に必ず記入してください。</p> <p>③ 退職手当などの支払いがあっても、退職所得に対する所得割額がない場合は、納入申告書の記入は必要ありません。</p> <p>④ 退職手当などの支払いを受ける方が特殊な場合の勤続年数であるときは、退職所得申告書(写し可)と左の納入申告書を提出してください。</p> <p>⑤ 個人事業主の場合、左の納入申告書には個人番号を記入せず、別途納入申告書(市ホームページからダウンロード可)を印西市課税課まで提出してください。</p> <p>※ 払込金融機関につきましては、別添「市民税・県民税及び森林環境税 特別徴収のしおり」を参照してください。</p>															
<p>特別徴収義務者の所在地・名称・法人番号を記入してください。</p> <p>○市民税(※)を記入してください。</p> <p>○県民税(※)を記入してください。</p> <p>※100円未満の端数は、切り捨ててください。</p>															
<p>納入金額の変更方法について</p> <p>退職・転勤・税額変更等で印字済みの税額 [(1)納入金額] に変更が生じた場合は、2本線で抹消し、 [(2)納入金額] の 給与分(一括徴収分を含む)および 合計額欄に変更後の金額を記入のうえお使いください。 (領収証書・納入書・納入済通知書すべてに記入してください)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; width: fit-content; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">記入例</td> <td style="text-align: right;">(1)納入金額 152,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">給与分</td> <td style="text-align: right;">10 万 千 10 6 5 0 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(2) 納入金額</td> <td style="text-align: right;">10 6 5 0 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職所得分</td> <td style="text-align: right;">10 6 5 0 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">延滞金</td> <td style="text-align: right;">10 6 5 0 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計額</td> <td style="text-align: right;">10 6 5 0 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">印 西 市</td> <td></td> </tr> </table> <p>(標準字体) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9</p> <p>※ 税額変更後の納入書は送付していませんのでご協力お願いいたします。</p> <p>※ この納入済通知書は直接機械に読ませますので汚したり、折り曲げたりしないでください。</p>		記入例	(1)納入金額 152,000	給与分	10 万 千 10 6 5 0 0	(2) 納入金額	10 6 5 0 0	退職所得分	10 6 5 0 0	延滞金	10 6 5 0 0	合計額	10 6 5 0 0	印 西 市	
記入例	(1)納入金額 152,000														
給与分	10 万 千 10 6 5 0 0														
(2) 納入金額	10 6 5 0 0														
退職所得分	10 6 5 0 0														
延滞金	10 6 5 0 0														
合計額	10 6 5 0 0														
印 西 市															

給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

3 4 新勤務先では最下段の事項を記載してくだ さい。 また、個人事業主の欄には記載せず、 市町村長に送付してくだ さい。 記載せ ること が義 務づ れて います。	(あて先)印西市長 年月日提出		(特別 微 収 義 務 者)	住所(居所) 又は所在地													
				フリガナ													
				氏名又は名称													
				代表者の職氏名													
法人番号 又は個人番号																	
給与所得者																	
受給者番号		フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日										
		氏名						円	月から	月から							
								円	月まで	月まで							
								円									
生年月日		昭和・平成年月日															
個人番号																	
1月1日現在の住所																	
給与の支払を受けなくなった後の住所																	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		
1. 異動が12月31日まで、申出があったため (月日申出)		徴収予定期 月日		
2. 異動が1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定期 額		
一括徴収できない理由 (○を付してください)		徴収予定期 合計 (上記(ウ)と同額)		
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他 理由()		円		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)												
新しい勤務先の住所 (居所) 又は所在地												
フリガナ												
氏名又は名称												
代表者の職氏名												
法人番号又は個人番号												

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度					
※市町村処理欄									
特別徴収義務者 指 定 番 号									
整理番号				※市町村ごと に異なります					
課・係									
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号									
氏名									
電話		(内線)							
異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額					
1. 退職		特別徴収継続		円					
2. 転勤		一括徴収 (1月以降は必須)							
3. 合併				月分で納入					
4. 休職				(月 日納期分)					
5. 育児休暇				円					
6. 死亡									
7. 会社解散									
8. 住所誤報									
9. その他 (特別徴収不可)		3. 普通徴収 (本人が納付)							
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいづれかの理由を必ず選択してください。									
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)								
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が93万円以下)								
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)								
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)								
※市町村記入欄									

新しい勤務先では
月割額 円を
月分から徴収し、納入します。
新規の場合は、いづれかを○で囲んでください。
納付書 要 不要

給与所得者異動届出書の記入要領

給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

税額通知書の住所を記入してください。

最新の住所を記入してください。

それぞれ、該当の番号に「○」を付してください。

転勤等の異動により、新勤務先で特別微収を継続するとき記入してください。

税額通知書の「特別微収税額(年税額)」欄の数字を記入してください。

異動者の税額を何月分から何月分まで徴収したかを記入し、その徴収した総額を記入してください。

新勤務先に、現在当市の指定がある場合は、その番号を記入し、指定がなければ、無記入で提出してください。

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄		
特別微収義務者指定期番号	● 市町村ごとに異なります	
整理番号	●	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	●	
課・係	●	
氏名	●	
電話	(内線) ●	
異動の事由		
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 育児休暇 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所変更 9. その他 (特別微収不可)		
1. 特別微収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 (本人が納付)		
1月1日から退職時までの給与支払額 月分で納入		
控除社会保険料額		
※19.その他(特別微収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を選択してください。		
1.(普1)他の事業所で特別微収 (例:乙側適用者) 2.(普2)給与が少なく規範が付かない (例:年間の給与支給額が93万円以下) 3.(普3)給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない) 4.(普4)事業専従者 (個人事業主のみ対象)		
新しい勤務先では 月割額 円を	※市町村記入欄	
月分から徴収し、納入します。		
新規の場合は、いすれかを○で囲んでください。		
納付書 要 不要		

税額通知書の特別微収義務者指定番号・整理番号を記入してください。

異動届出書の内容について応答できる方の氏名・係名・連絡先の電話番号を記入してください。

1月1日より、退職時までの給与(賞与)支払額合計と、控除された社会保険料の額を記入してください。

一括徴収した税額を何月分として入金するか、記入してください。

- 転勤等の異動により、新勤務先で特別微収を継続する場合は、旧勤務先で上段のワク内を記入して新勤務先へ送付し、新勤務先で下段のワク内を記入の上、それぞれの課税市区町村へ提出することになります。

- 异動届出書の提出は下記まで

〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2

印西市役所 課税課 市民税係

特別徴収切替(依頼)書

市町村使用欄												
年 月 日 提出 (あて先) 印西市長		給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地 (住所)	〒 —						特別徴収義務者 指定番号	新規の場合、納付書(要・不要) 係 担当者連絡先 氏名 電話	※市町村ごとに異なります
			フリガナ									
			氏名又は名称							普通徴収 切替期別		
			代表者の職氏名									
			法人番号									
給与所得者	フリガナ						旧姓	[1 · 2 · 3 · 4] 期	期別を○で囲んでください。			
	氏名								以降を切替希望			
	生年月日	昭和・平成 年 月 日					特別徴収 開始予定月	※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。				
	1月1日現在の住所	〒 —						月分(月 日納期分)から ※特別徴収への切替は、2か月程度の 余裕を持って行ってください。				
	現在の住所	〒 —						特別徴収を開始します。				
※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。 月縮めで事務処理を行っておりますので、正式な税額通知のお届けが遅くなる 場合があります。 特別徴収税額が決まり次第、「特別徴収税額のお知らせ」を郵送いたします。												

【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期末到来分)を添付してください。)
※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

普通徴収から特別徴収への切替依頼書の記入要領

●中途採用等により新たに特別徴収を開始する者が生じた時は、重複納付を防ぐため普通徴収の納付書（納期末到来分）を添付してください。

特別徴収切替(依頼)書										市町村使用欄	
____年____月____日 提出 (あて先) 印西市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住 所)	〒 一 フリガナ						特別徴収義務者 指 定 番 号	※市町村ごと に異なります 新規の場合、納付書（要・不要）
氏名又 は名称											
代表者の 職 氏 名							担当者 連絡先	係 氏名			
法人番号											
フリガナ	旧 姓						電話	一 一			
氏 名											
生年月日	昭和・平成 年 月 日						普通徴収 切替期別	期別を○で印してください。 〔 1・2・3・4 〕期 以降を切替希望			
1月1日現在 の住 所	〒 一						特別徴収 開始予定月	月分 (月) 納期分) から ※特別徴収への切替は、2か月程度の 金額を積み立ててください。 特別徴収を開始します。			
現在の住所	※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。						届出理由	1. 入社 2. その他()			

納税通知書の1月1日現在の
住所を記入してください。

新規に特別徴収義務者になる
場合は、必ずフリガナを記入
してください。

給与天引きを開始する月を
記入してください。

特別徴収に切替える期に○を
してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

年____月____日 提出 (あて先) 印西市長	特別徴収義務者 給与支払者	所在地 (住所)	〒 一 ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごと に異なります
		氏名又 は名称											担当者 連絡先	係			
		代表者の 職 氏 名												氏名			
		法人番号													電話	一	一

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

事 項	変 更 前 (旧)	※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新)	※ 変更項目のみ記入してください。		
フリガナ						
所 在 地 (送 付 先)	〒 一	〒 一				
フリガナ						
名 称						
電 話 番 号	—	—	(内線)	—	—	(内線)
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()					

統合・合併・分割後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。			統合・合併・分割される事業所	所在地	〒 一												
	指定番号					フリガナ												
	名 称					電話番号	—	—	(内線)									
	法人番号																	
特別徴収義務者 指 定 番 号											※市町村ごと に異なります							
3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	指定番号				※市町村ごと に異なります											※市町村ごと に異なります		

ゆうちょ銀行・郵便局の 指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」を利用されるゆうちょ銀行・郵便局名および日付を記載のうえ、当初納入される際そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

指 定 通 知 書

貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定にもとづいて当市の市民税・県民税及び森林環境税（特別徴収）取扱店・局に指定しましたので通知します。

1. 認可番号 貯業=第1588号
2. 口座番号 00100-6-960390
3. 加入者名 印西市会計管理者
4. 取りまとめ店 東京貯金事務センター

年 月 日

様

印 西 市 長
(公印省略)

